

表現等に関する申請者・クリーンガス証書発行事業者用ガイドライン

クリーンガス証書評価委員会作成

1. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、クリーンガス証書機関（以下「機関」という。）が認定・認証する製造設備及びクリーンガス相当量に関し、クリーンガス証書発行事業者が行う表現や機関が定めるクリーンガス証書マークの使用について示すものであり、環境価値の誇大表現や誤解を招く表現等を防止する目的で制定する。

本ガイドラインの改定は、機関が行うものとする。

2. 罰則規定

本ガイドラインに従わず、かつ、機関からの改善指示にも従わない場合は、機関の判断により必要な措置を講じるものとする。

3. 表現方法

クリーンガス証書発行事業者がクリーンガスに関して表現する場合には、認定・認証を受けている対象が明確にわかるような表現を用いることとする。クリーンガス証書発行事業者が扱う商品の一部だけが認証を受けていることをもって、証書発行事業者自体が認証されている、または、扱う商品全てが認証されているような表現をしてはならない。

4. クリーンガス証書マークの使用

機関により認証されたクリーンガス相当量に伴い発行されるクリーンガス証書にはクリーンガス証書マークを付さなければならない。

また、証書発行事業者の情報開示等を目的としてクリーンガス証書マークを Web 上等で使用することは認められる。

クリーンガス証書マークを使用する場合は、機関に対し「クリーンガス証書マーク使用届出書」を提出するものとする。

また、その使用内容について変更があった場合には、機関へ事後報告しなければならない。

なお、クリーンガス証書発行に際するクリーンガス証書マーク添付使用についての報告は原則として四半期毎に行うものとする。

5. その他

製造者とクリーンガス証書保有者の表現等については、別途定める製造事業者用ガイドライン及びクリーンガス証書保有者用ガイドラインに従うこととする。

それぞれのガイドラインの遵守については、クリーンガス証書発行事業者が関係者に対し必要な情報提供を行うこととする。

附則（令和5年12月12日制定）

1. このガイドラインは、令和5年12月12日より施行する。

附則（令和6年3月4日改定）

1. このガイドラインは、令和6年3月4日より施行する。